

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成30年度 第1回 高松市都市計画審議会
開 催 日 時	平成30年6月1日(金) 10時30分～11時15分
開 催 場 所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	議案第1号 高松広域都市計画高度利用地区の変更 (高松市決定) 議案第2号 高松広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定 (高松市決定) 議案第3号 高松広域都市計画地区計画の変更 (高松市決定)
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	—
出 席 委 員	嘉門委員、川口委員、太田委員、清水委員、三笠委員 鎌田委員、妻鹿委員、大山委員、吉峰委員 野崎委員(代理:企画部事業調整官 加藤) 安西委員(代理:高松土木事務所都市港湾課長 河田) 栗委員、吉田委員
欠 席 委 員	紀伊委員、二川委員
オブザーバー	—
傍 聴 者	4人(定員 10人)
担当課及び 連 絡 先	都市整備局 都市計画課 Tel 839-2455 Fax 839-2452

### 会議経過及び会議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

- ・ 議案の審議について
  - 議案第1号 高松広域都市計画高度利用地区の変更 (高松市決定)
  - 議案第2号 高松広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定 (高松市決定)
  - 議案第3号 高松広域都市計画地区計画の変更 (高松市決定)
- ・ 議案第1号、第2号、第3号について
 

事務局より議案第1号、第2号、第3号について説明。

## 会議経過及び会議結果

### 【主な質疑・意見等】

(野崎委員) (代理：加藤事業調整官)

地区計画の変更について、壁面後退の規制内容に関し、変更前、変更後の図面がありますが、低層部壁面線が道路中心から4.5m、高層部壁面線が道路中心から10.0mであったものを5.0mに改めるということは、低層部壁面線と高層部壁面線関係なく、一律の壁面後退の規制となるという認識でよろしいか。

(事務局)

商店街より東側における大工町通りの南面の壁面後退については、従前は低層部壁面線と高層部壁面線の規制があったものを、道路中心から5.0mの一律の壁面後退の規制に改めるものです。

具体的には、ここに駐車場の建築を予定しており、高層部壁面線の規制を残した場合、車が回転できない等、利用の妨げになることがあります。高層部壁面線の規制を撤廃する代わりとして、低層部からの規制内容を強化する、さらに駐車場の建築に関しては、壁面緑化に努める等、駐車場側からも見通しにくく景観に配慮した計画にするよう検討されています。

(会長)

駐車場に利用される地区に限り壁面後退線の規制を改めるという理解でよろしいでしょうか。他の地区の部分の壁面後退線の規制は残るということでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、大工町通りの南面の規制内容のみ改めるものです。

(会長)

都市計画決定の後、事業スケジュールはどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

本日の都市計画審議会です承をいただきましたら、都市計画決定を行っていきます。再開発を主体とする事業につきましては、今後、組合の設立認可、事業計画、権利変換計画といった手続きが進んでいくようになります。現在、再開発準備組合からお聞きしておりますのは、来年度にかけて、先程申しあげました組合認可や事業計画、権利変換計画の作成に取り組み、権利変換計画の認可まで整いましたら、それ以降事業に着工していくということになります。

事業といたしましては、工事期間3カ年余りを予定しておりますが、まずは、手続き関係に取り組むことになります。

(会長)

工事期間は3年程度で完成するのですね。駐車場の移転先にはまだ民間人の建物が建っているのでしょうか。

(事務局)

磨屋町地区の丸亀町町営北駐車場は老朽化しておりますことから、東側の大工町地区に建設する予定でございますが、そちらには多くの地権者の建物が現存しておりますので、その除却後に段階的に進んでいくものと存じております。

## 会議経過及び会議結果

(会長)

計画書の主要用途に記載の医療施設や福祉施設、このようなところも基本的には変更ないという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

主要な用途区分といたしましては、計画書に記載のとおりでございまして、福祉施設等の内容の範囲の中で進めていくものでございます。

(結果) 原案のとおり決定。